

南アルプス市地域生活支援拠点事業実施要領

1. 目的

この要領は、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう居住支援機能の強化を図ることを目的とし、南アルプス市地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき実施する「南アルプス市地域生活支援拠点事業」（以下、「拠点事業」という。）の具体的な要領を定める。

2. 本事業対象者の定義

地域生活支援拠点事業対象者
1. 障がいのある方で単身生活者
2. 家族等と同居しているが、その者からの支援が受けられない者
① 家族の状況 要介護状態・疾病・就労・障害・逮捕・失踪等
② 本人の状況 同居者からの支援を本人が拒否
3. 障害福祉サービス（以下、「サービス」という。）を利用している者
4. 将来的に必要性が予測できる者（親亡き後、親が高齢や入院 等）
5. その他、急遽支援が必要と市長が認めた者

3. 事業内容

（1）相談

緊急の事態等が起きた場合、支援が必要な世帯の障がい者等を事前に把握・登録をした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートやその他必要な支援を行う。

緊急の事態等で支援が必要と思われる障がい者等へは、予め拠点事業の説明を行い理解していただくうえで障がい者等の登録をしておくことが望ましい。

（2）緊急時の受入・対応（フロー別紙参照）

I. 受入の流れ

- ① 平日（月～金曜日、午前8時30分から午後5時15分）は、障がい福祉課又は障害者相談支援センター（以下、「相談支援センター」という。）が緊急時の受付窓口となる。現在、サービスを利用している障がい者等は、相談支援専門員が初期対応を行うことがある。

※夜間及び土日、祝祭日における緊急時は南アルプス市役所が受付窓口となる。

- ② 拠点事業個人登録者台帳及び緊急時サポートシートを確認し必要な対応を行う。相談支援専門員や障がい福祉課等は、対応及び緊急保護等の必要性について判断する。
サービス利用者については、予め検討し決めておいた支援方法等で対応し、相談支援専門員が支

援全容を記録しておく。サービス利用がない障がい者等については、支援に関わった障がい福祉課等が支援全容を記録しておく。

- ③ 緊急事案が発生し受入・対応をしてから概ね72時間以内に相談支援専門員等は、関係者を集め個別支援会議を開催する。受入・対応がなかった場合も相談支援専門員等の判断ですみやかに個別支援会議を開催する。
- ④ 緊急時の受入・対応をした障がい者等の状態が、緊急支援の必要がない状態に落ち着いたところで拠点事業の支援は終結する。短期入所の支給決定がされていない者に対する緊急支援を行った場合は、短期入所の遡及適用を行う。

相談支援専門員等は支援全容をまとめ、拠点事業で対応した旨を記載した報告書を障がい福祉課へ提出する。

なお、サービス利用をしていない障がい者等へ短期入所等の緊急支援を行った場合、サービス提供事業所は、支給申請書兼委任状（別紙様式）により必要書類を添えて障がい福祉課へ請求する。

II. 緊急時の定義

- 1. 情緒不安定・パニック・行動障害があり不安定な状況
- 2. 虐待（児童の場合は、児童相談所の判断による。）
- 3. 家族・近隣トラブル
- 4. 介護者の疾病・入院
- 5. 家の喪失
- 6. プラン上にないサービスや対応が緊急に必要な状況
- 7. いつも使う事業所が利用できない（感染症発生時など）
- 8. その他、緊急対応が必要と市が認めた時

III. 障がい者等の登録

【サービス利用をしている障がい者等】

- A. 相談支援専門員等は担当する障がい者等が、緊急の事態等において支援が必要と判断した場合、拠点事業の登録について本人又は保護者等へ説明する。特に、緊急時の連絡体制や、一部自己負担がかかること、短期入所先へ個人情報伝えること等について説明した上で登録の同意を得ることが望ましい。
- B. 登録への同意を得た場合は、緊急時サポートシートを作成し市へ提出する。又は、相談支援専門員がサービス利用の際に作成する最新の基本情報シートを代用しても差し支えない。
- C. 緊急の事態等の支援方法について、関係機関（特に短期入所事業所）と協議し予めその内容について検討しておく。

【サービス利用がない障がい者等】

- A. 民生委員、相談支援センター等の支援を受けている障がい者等で、緊急の事態等の支援が必要となる場合が想定されるケースは、障がい福祉課等と情報共有し登録を検討する。

- B. 障がい者等の拠点事業の登録について、本人又は保護者等へ説明をする。特に、緊急時の連絡体制や、一部自己負担がかかること、短期入所先へ個人情報伝えること等について説明した上で登録の同意を得ることが望ましい。登録への同意を得た場合は、本人、保護者又は相談支援センター等支援者が緊急時サポートシートを作成し障がい福祉課へ提出する。
- C. 個別登録調整会議で支援方法等を協議し、関係機関と支援内容について確認する。

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援を利用する障がい者等や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等のサービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

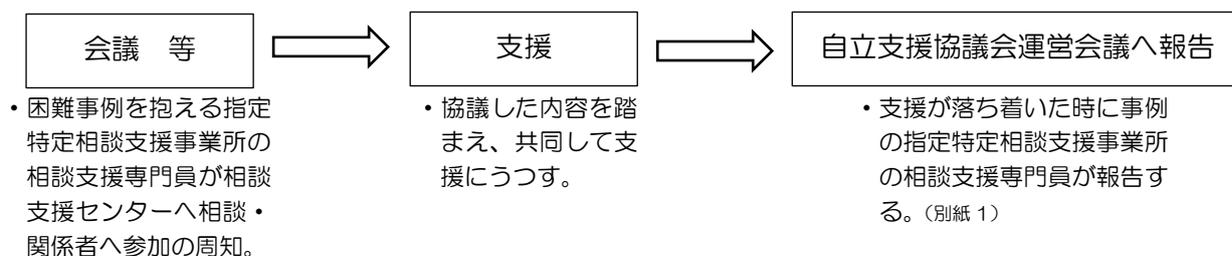
医療的ケアが必要な障がい者等や行動障害を有する者等に対して専門的な対応を行う事ができる体制の確保や地域の社会資源の連携体制を構築する機能。

- サービスに従事する職員のスキルアップを図る事業
- 権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実する事業
- 障害児通所支援における専門的な発達支援の質の向上を図る事業

(5) 地域の体制づくり

相談支援センター及び特定相談支援事業所、一般相談支援事業所等が中心となり、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制を構築する機能。地域の体制づくりの機能を強化する観点から、支援困難事例等についての課題検討等を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い共同で対応する事業。

【例】加算が発生する会議等の場合



2022年度事業者ハンドブック P1097参照
(地域体制強化共同支援加算)

4. 拠点事業の機能を担う事業所の申請登録について

- ① 福祉サービス事業所として山梨県の認可を受けている事業所、又は本市で指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定を受けている事業所であること。
- ② 福祉サービス事業所は、拠点事業の趣旨を理解し拠点事業実施要綱に基づく機能を担うことが可能であること。
- ③ 拠点事業実施要綱に定める様式により届出を行うこと。

5. 拠点事業加算について

※別紙参照

次に掲げる加算の算定が可能な障害福祉サービス等を提供するものとする。

- ① 地域生活支援拠点等相談強化加算
- ② 地域体制強化共同支援加算（2022年度事業者ハンドブック P1097 参照）
- ③ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ④ 緊急時対応加算
- ⑤ 緊急時支援加算（Ⅰ）、緊急時支援費（Ⅰ）
- ⑥ 定員超過特例加算
- ⑦ 障害福祉サービスの体験利用支援加算
- ⑧ 障害福祉サービスの体験利用加算
- ⑨ 体験宿泊支援加算
- ⑩ 体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ⑪ 重度障害者支援加算

6. 各会議、内容について

拠点事業は、次のとおり会議を設置する。

会議名	内容	実施時期等
拠点運営会議	拠点事業の実施方針、実施計画及び実績について協議し、市自立支援協議会へ報告する。 法改正等により、実施要領に定めた内容を変更する必要がある場合協議する。	2ヶ月に1回
拠点事業所会議	登録事業所が、障がい者等の支援に係る地域資源の評価、必要な情報交換等を行い、支援の質の向上や制度の変更に対応、また課題と成果について協議する。	年2回 目安として上・下半期
個別支援会議	緊急時の対応等に伴う個別ケースに対応する関係者が集まり協議する。（受入・対応がなかった場合も対応した者の判断ですみやかに協議する。）	緊急事案対応後すみやかに かに行う。目安として 対応後72時間以内。
個別登録調整会議	拠点事業対象者の登録が相応しいか協議する。	随時 ケースがある場合 合

7. 主幹担当課等

■実施主体 南アルプス市 電話 055-282-1111 (代表)

保健福祉部 障がい福祉課 電話 055-282-6197 (直通)

所在地 山梨県南アルプス市小笠原376番地

■一部委託先 南アルプス市障害者相談支援センター 電話 055-282-6780

所在地 山梨県南アルプス市小笠原376番地 南アルプス市役所内

■拠点事業機能を担う事業所 登録事業所

8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項についての変更等は、拠点運営会議で検討し、保健福祉部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年12月13日から施行する。

附則

(一部改正)

この要領は、令和4年6月1日から施行する。